

不動産の

公売参加のご案内

1 公 売 日	平成30年10月3日
2 公 売 会 場	桜川市役所大和庁舎 2階第5会議室
3 公 売 の 種 類	不動産の期日入札
4 公売財産の種別と所在	公売財産一覧表及び財産明細のとおり
5 入札開始及び締切時間	平成30年10月3日(水) 午後1時20分から午後2時00分まで (受付開始:午後0時50分 入札説明開始:午後1時00分)
6 公売会場及び開札の場所	茨城県桜川市羽田1023番地 桜川市役所大和庁舎2階第5会議室
7 開 札 の 日 時	平成30年10月3日(水) 午後2時2分
8 売却決定の日時	平成30年10月10日(水) 午前10時
9 買受代金納付期限	平成30年10月10日(水) 午後2時

お問い合わせ先(公売執行機関)

桜川市役所総務部収税課

TEL 0296-58-5621(直通) FAX 0296-58-5115

HPアドレス <http://www.city.sakuragawa.lg.jp/>

公 売 財 産 一 覧 表

売却区分 番 号	見 積 価 額	財産種別	財 産 所 在 地	買受適格 証 明 書	頁
公告番号	公 売 保 証 金				
30-1	990,000円	田	桜川市岩瀬字天神2764番	必 要	5
公告第1号	100,000円				
30-2	570,000円	田	桜川市大国玉字中芝田940番	必 要	8
公告第2号	60,000円				
30-3	470,000円	畑	桜川市大国玉字山田新田 4506番13	必 要	11
公告第3号	50,000円				
			以 下 余 白		

不動産公売(期日入札)の流れ

公売執行手続き

①公売公告(公売日10日前の日までに掲示)

②見積価額公告(公売日3日前の日までに掲示)

〔公売広報の実施〕
市ホームページ、市広報誌など

③公売日(公告で指定した日時、会場で実施)

〔公売当日の手順〕

- ・受付
 - ・公売説明
 - ・公売保証金の納付
 - ・入札
 - ・開札
 - ・最高価申込者決定
(次順位買受申込者決定)
 - ・入札終了
 - ・公売保証金返還
 - ・最高価、次順位申込者への説明
- ※以上の所要時間約1時間30分

1
週
間
後

④売却決定(午前10時)

⑤買受代金納付期限(売却決定日の午後2時)

1~2週間※

⑥権利移転

※農地法許可(届出)を要する場合は、その許可後に登記手続きを開始。

入札(参加)者

〔公売財産の確認〕

・物件の詳細内容・価額等を市HPや同収税課等備え付けの公売資料で確認。

〔現況・公簿等の確認〕

・登記簿や公図、公的機関で関係資料を閲覧等し、現況を確認。

【農地入札者の参加要件】

・農地法の許可(届け出)が必要な財産の場合は、財産の所在する市町村農業委員会等発行の買受適格証明書が必要。

【入札前に公売が中止となる場合】

・公売財産に係る滞納税を完納等した場合。

【当日持参するもの】※公売日時・場所を確認のうえ、ご参加ください。

- 1 公売保証金
売却区分番号毎に定められた金額に相当する現金等。
- 2 身分証明書
入札に参加される方(代理人を含む)の運転免許証等。
- 3 印鑑
入札者が個人の場合はその印鑑(認印可)、法人の場合はその代表者の印鑑、代理人の場合は代理人の印鑑。
- 4 委任状
代理人が入札手続きを行う場合は、代理権を証する委任状。法人の従業員などが行う場合も委任状が必要。
- 5 収入印紙(200円)
入札者が営利法人又は個人の営業者の場合で、落札できなかった公売財産(売却区分番号毎)の公売保証金返還を受ける際に必要。
- 6 買受適格証明書
農地法の許可等を必要とする公売財産(売却区分番号毎に記載)を入札する際に必要。

【入札後公売が中止となる場合】

- ・買受代金の全額納付前に公売財産に係る滞納税を完納した場合。
- ・買受人が買受代金の全額をその納付期限までに納付しない場合。
- ・買受人の公売に関して妨害、不当行為等事実が判明した場合。

【登記手続き】

- ・公売執行機関の職員が登記請求を受けて、差押等抹消、所有権移転の手続きを実施。(買受人が行う必要はありません)
 - ・登記手数料(収入印紙代)、その他証明書等は、買受人が負担。
- ※登記に必要な書類等は入札終了後説明します。

【公売執行機関からのお知らせ】

- ・公売は、滞納者本人、税務職員などは参加できません。
- ・公売財産は現況有姿のまま売却します。
- ・公売財産の引き渡しの義務を負いません。
- ・公売財産にキズがあっても瑕疵担保責任を負いません。
- ・買受代金全額納付後のき損等損害負担は、買受人が負います。
- ・土地境界については、隣接地所有者と協議をしてください。
- ・公売は予告なく中止することがあります。
(事前に公売執行機関にお問い合わせください)

《問い合わせ先》

〒309-1293

茨城県桜川市羽田1023番地

桜川市役所総務部収税課

電話 0296-58-5621(直通)

FAX 0296-58-5115

HP <http://www.city.sakuragawa.lg.jp/>

※公売に関するご質問は、市ホームページをご覧ください。又は上記までお気軽にお問い合わせください。

記 載 例

太線枠内にボールペンでていねいに記載してください。

(売 却 決 定 決 議)

(最 高 価 申 込 者 の 決 定 決 議)

入 札 書

桜川市長様

平成〇〇年〇〇月〇〇日

入札者	住所又は所在地	〒309-1293 桜川市羽田1234番地
	ふりがな 氏名又は名称	さくらがわ たろう 桜川 太郎
代理人	住所(役職名)	} 代理人が入札する場合は、代理人の住所・氏名を記載してください。(委任状が必要です)
	氏名	

下記のとおり入札します。

記

売却区分番号	入 札 価 額										
	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
〇〇-〇〇				¥	2	0	0	0	0	0	0

[注意事項]

- 1 入札書は、売却区分の番号ごとに、それぞれ作成してください。
- 2 字体は鮮明にし、ボールペンで書いてください。
- 3 数人が共同して入札する場合には、別の用紙がありますので、係員に請求してください。
- 4 代理人が入札する場合には、入札に先立って代理権限を証する書面(委任状)を提出してください。
- 5 入札価額の頭部には、「金」又は「¥」の文字を付けてください。
- 6 書き損じたときは、訂正をしないで新しい用紙を請求してください。
- 7 架空の名義又は他人の名義を使わないでください。
- 8 提出した入札書の引き換え、変更又は取消をすることができません。
- 9 入札書には、個人にあっては住民登録上の住所・氏名を、法人にあっては商業登記簿上の所在・名称(商号・代表者名)を記載してください。
- 10 同一人が、同一の売却区分番号の物件について、2枚以上の「入札書」を提出すると、その「入札書」はいずれも無効になります。
「入札書」は、提出した日から1週間以内(土曜日の場合は前日)に、本庁に提出してください。

入札箱に入れる前に、売却区分番号・金額・住所・氏名に誤りがないかを、もう一度確認してください。

委 任 状

平成 年 月 日

桜川市長様

(委任者) 住所

氏名 印

電話

私は、下記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

記

(受任者) 住所

氏名 印

電話

委任事項

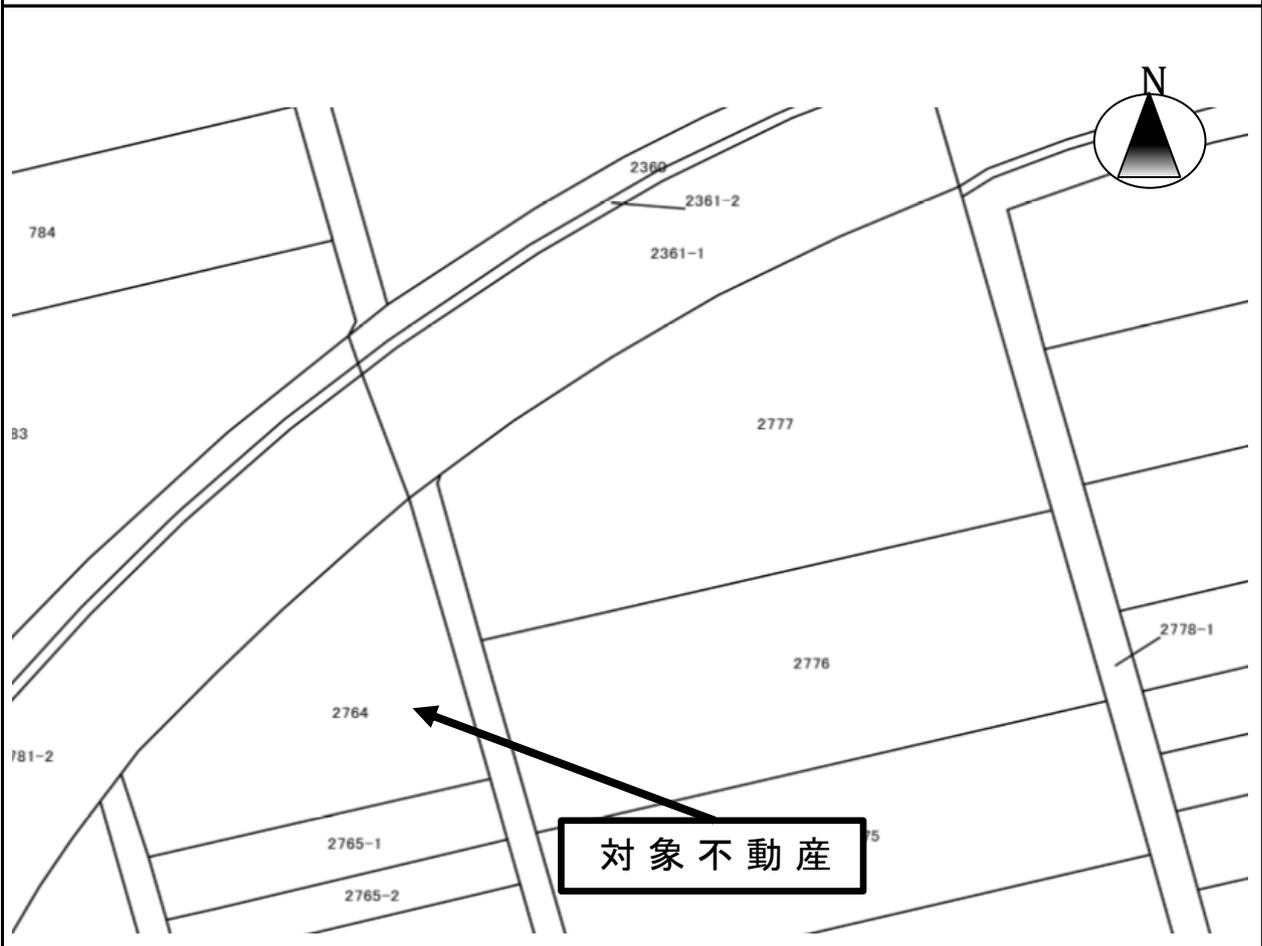
平成 年 月 日公売に関する

- 1 公売保証金の納付の権限
- 2 入札書の提出の権限
- 3 公売保証金の返還にかかる受領の権限
- 4 上記1～3に附帯する一切の権限

売却区分番号	30-1	入札日時	平成30年10月3日	午後1時20分 から
			平成30年10月3日	午後2時00分 まで
見積価額	990,000円		公売保証金	100,000円
<p>財産の表示</p> <p>(土地)</p> <p>所 在 桜川市岩瀬字天神</p> <p>地 番 2764番</p> <p>地 目 田</p> <p>地 積 2,204㎡</p> <p>以上登記簿による表示</p>				
物件の位置	<p>JR水戸線「岩瀬」駅の北西方約2.1km(道路距離)</p> <p>桜川市立岩瀬西中学校の東方約1.1km(道路距離)</p>			
公法上の規制	<p>市街化調整区域 建ぺい率60% 容積率200%</p> <p>農業振興地域内 農用地区域内</p>			
接道状況	<p>東側で全幅約5.0m(有効幅員約4.2m)舗装市道(W2300号)、 北西側で大川の堤塘敷にある未舗装道路(幅員2~2.5m)に0.5~0.6m低く接します。</p>			
物件の概況	地 勢	平坦		
	形 状	略台形地		
使用状況等	<p>第三者が耕作しています(平成30年6月19日現在)。</p>			
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の規程による借入地の該当:なし。 ・買受人の資格その他の要件:農地につき「買受適格証明書」の提出を要します。 <p>桜川市農業委員会への買受適格証明申請の期限は平成30年9月10日(月)です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・霞ヶ浦用水土地改良区、桜川市土地改良区より毎年賦課金があります。 <p>詳細は、各土地改良区にお問い合わせください。</p>			
留意事項	<p>公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 2. 公売財産に隠れた瑕疵(かし)があっても、執行機関(桜川市役所)は、担保責任を負いません。 3. 執行機関(桜川市役所)は、公売財産の引渡し義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受 4. 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路(私道)の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 5. 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 			

売却区分番号

30-1



売却区分番号

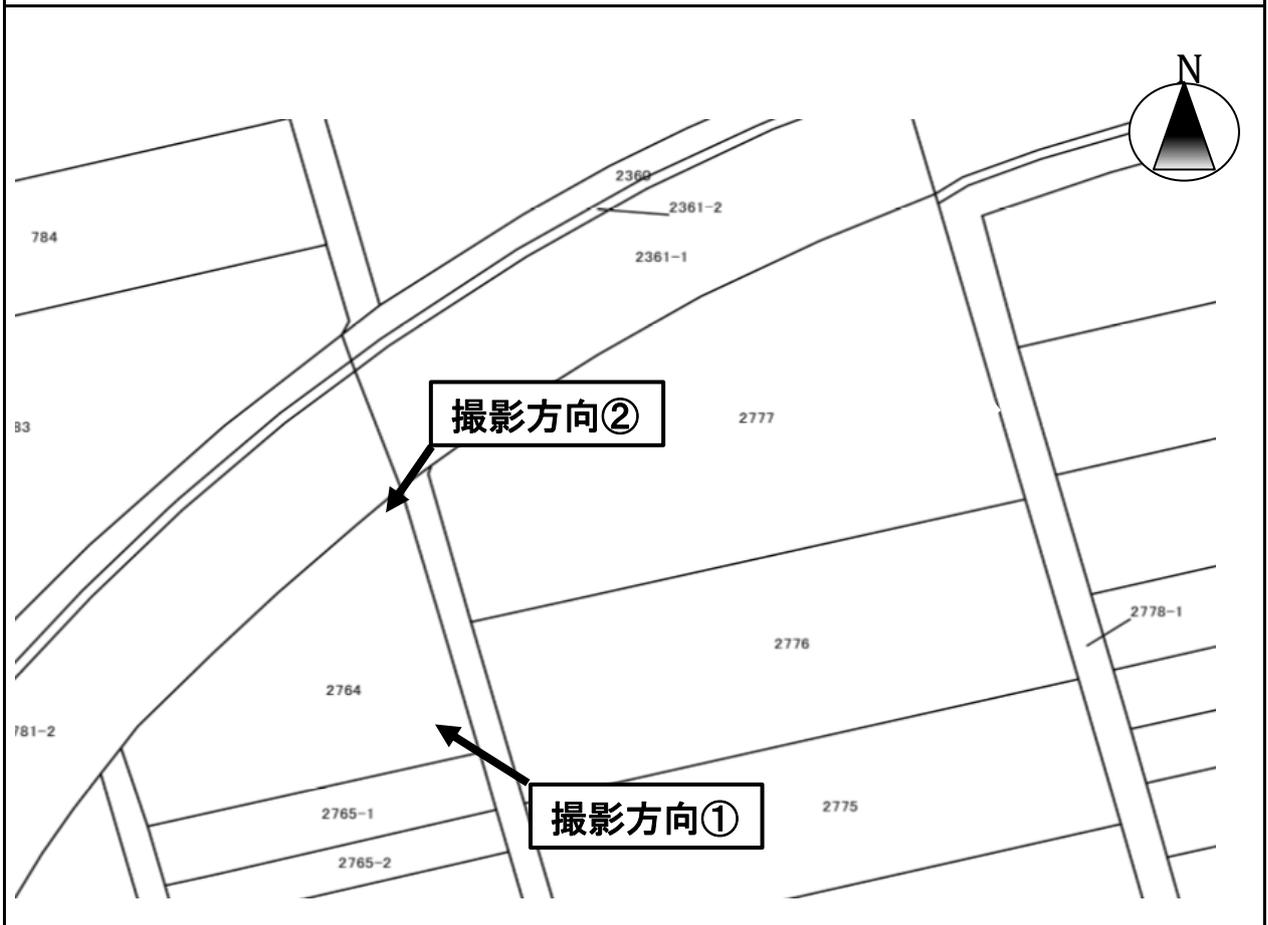
30-1

(平成30年6月19日撮影)

①



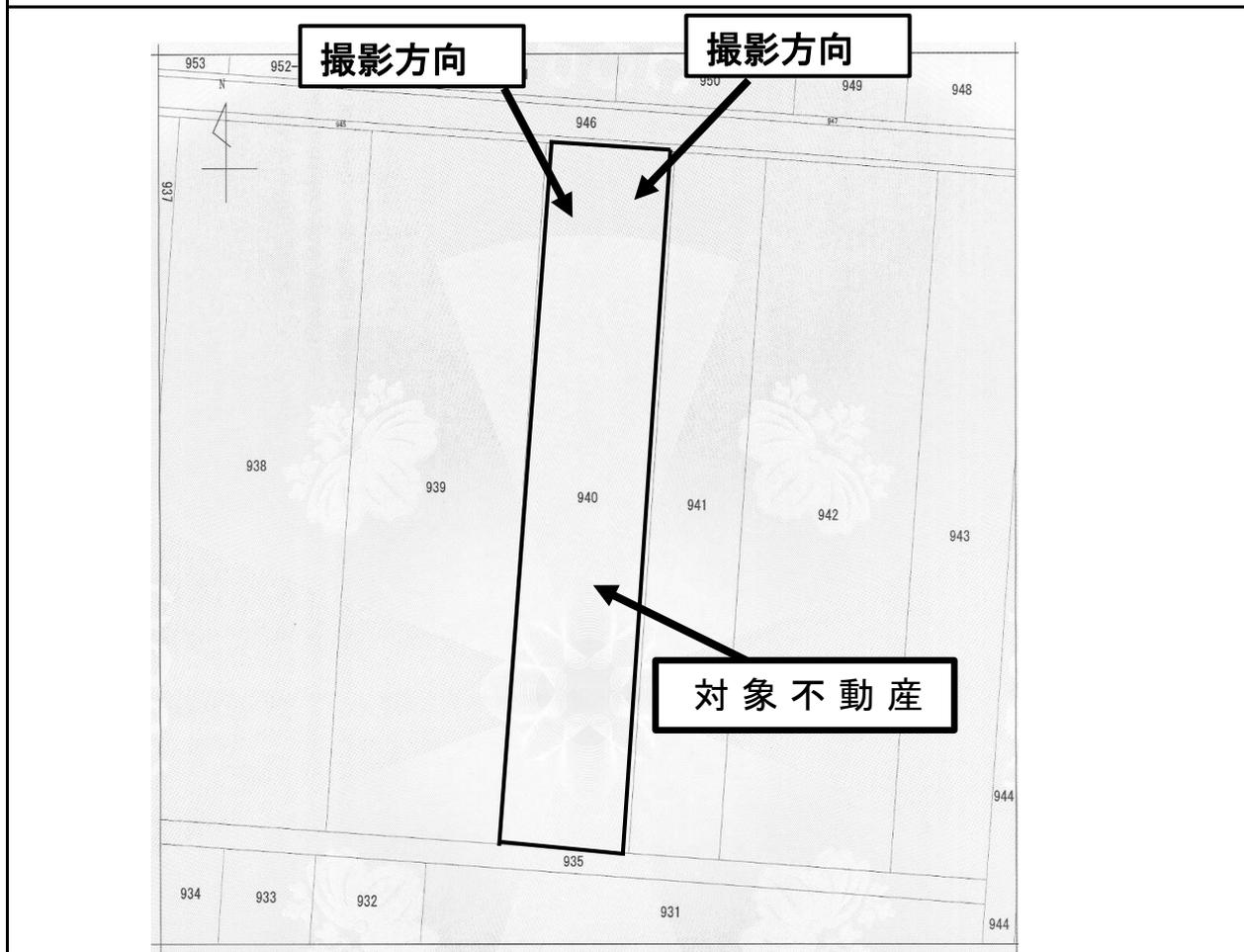
②



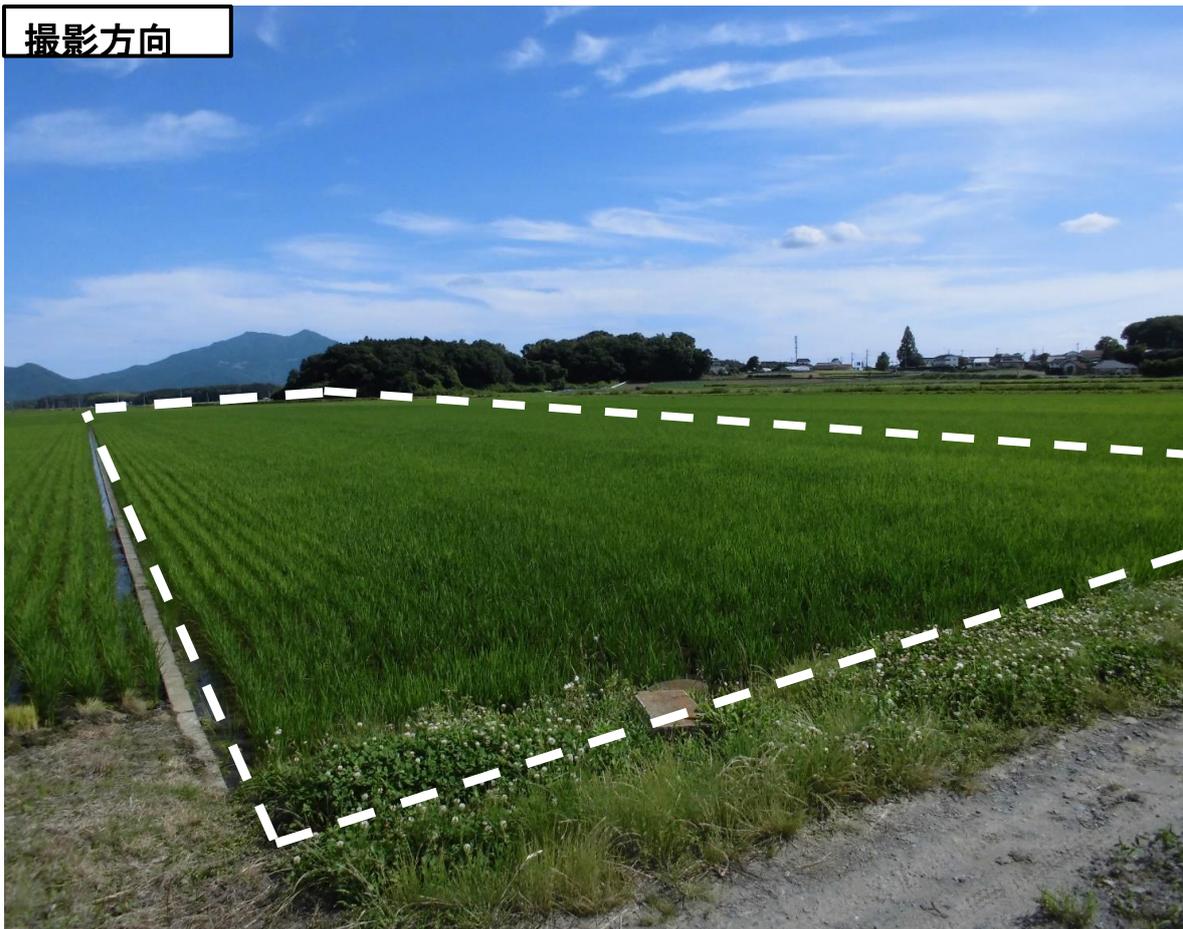
売却区分番号	30-2	入札日時	平成30年10月3日	午後1時20分 から
			平成30年10月3日	午後2時00分 まで
見積価額	570,000 円		公売保証金	60,000 円
財産の表示 (土地) 所在地 桜川市大国玉字中芝田 地番 940番 地目 田 地積 1,890㎡ 以上登記簿による表示				
物件の位置	JA北つくば大和支店の北西方約2.5km(道路距離) JR水戸線「大和」駅の南東方約2.0km(道路距離)			
公法上の規制	市街化調整区域 建ぺい率60% 容積率200% 用途指定なし 農業振興地域内 農用地区域内			
接道状況	北西側で幅員約4.5m舗装市道(Y1207号線)にほぼ等高に接面する。			
物件の概況	地勢	ほぼ平坦		
	形状	長方形		
使用状況等	水田として耕作されています(平成30年6月19日現在)。			
特記事項	1. 買受人の資格及びその他の要件 農地につき「買受適格証明書」の提出を要します。 桜川市農業委員会への買受適格証明申請の期限は平成30年9月10日(月)です。 2. 土地改良賦課金等について 桜川市土地改良区、霞ヶ浦用水土地改良区より毎年賦課金があります。桜川市土地改良区に78,800円(平成30年5月28日現在)、霞ヶ浦用水土地改良区に44,220円(平成30年5月29日現在)の滞納があります。詳細は、各土地改良区にお問い合わせください。			
留意事項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 1. 公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 2. 公売財産に隠れた瑕疵(かし)があっても、執行機関(桜川市役所)は、担保責任を負いません。 3. 執行機関(桜川市役所)は、公売財産の引渡し義務を負わないため、使用者又は人の責任において行うことになります。 4. 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路(私道)の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 5. 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っていません。			

売却区分番号

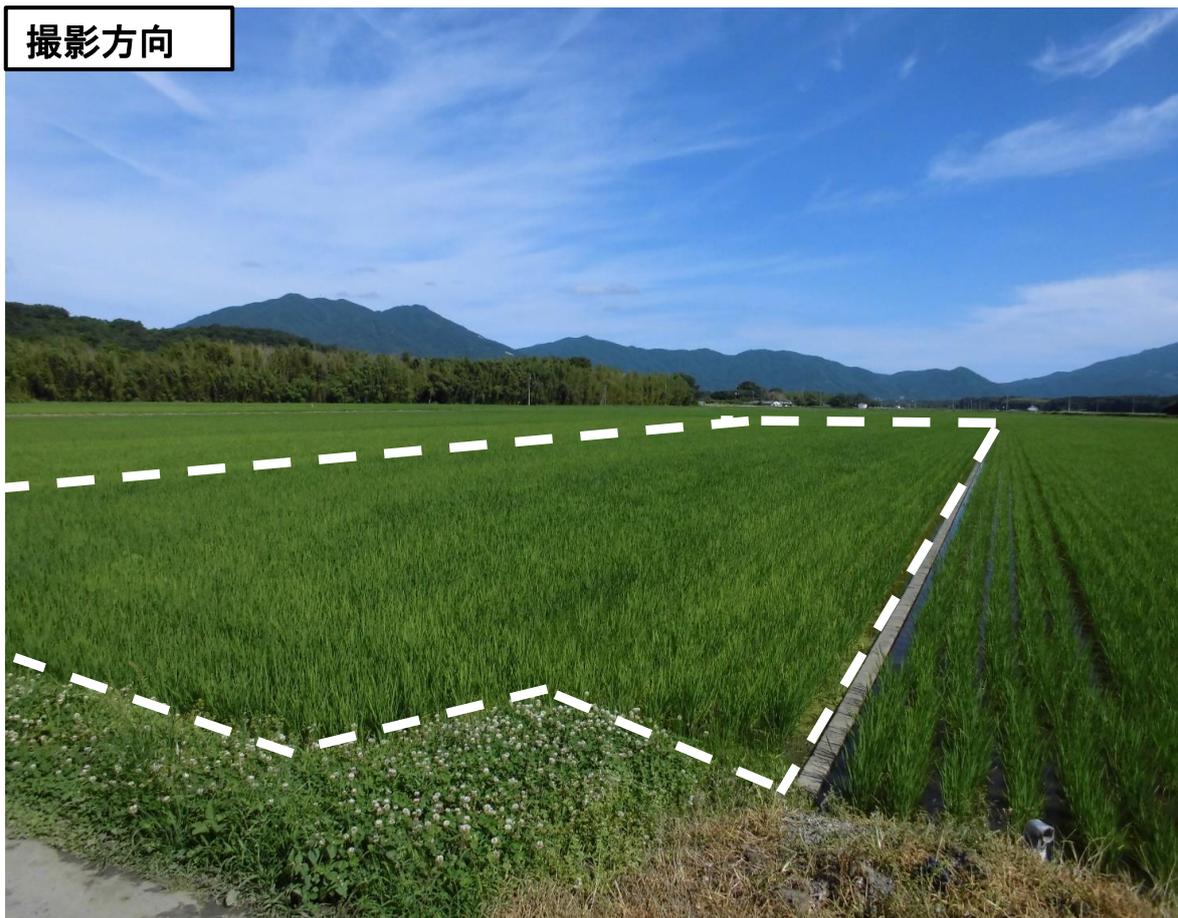
30-2



撮影方向



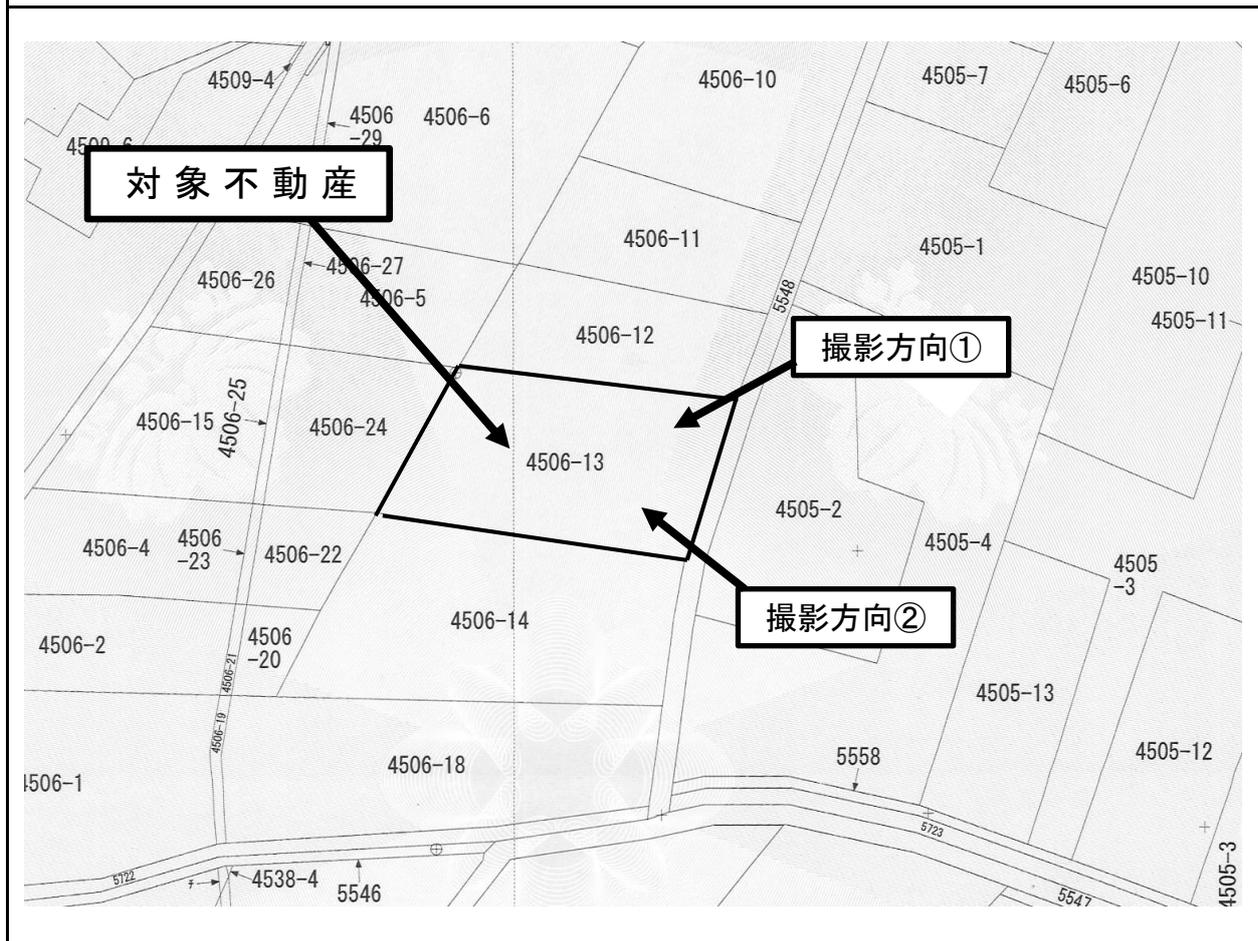
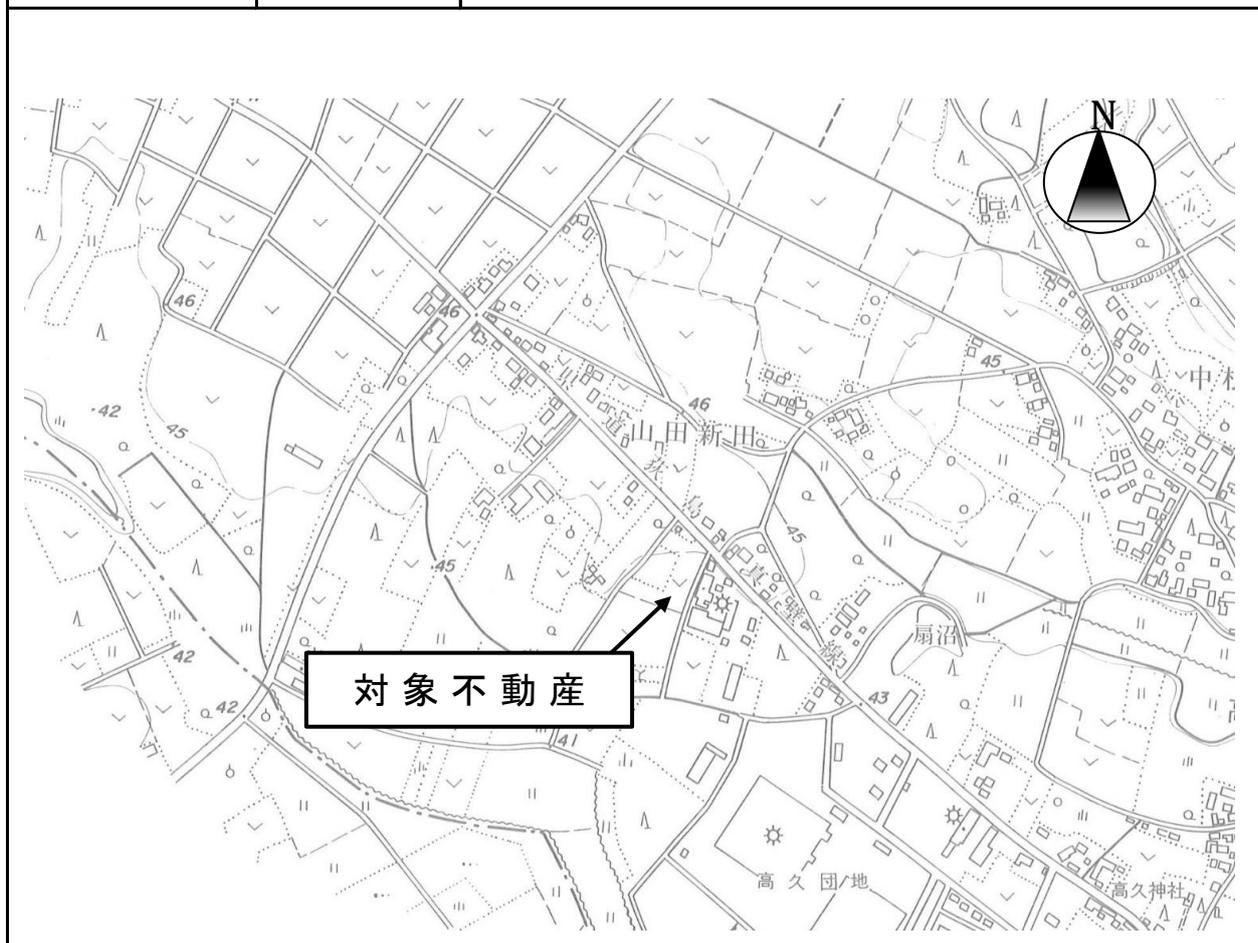
撮影方向



売却区分番号	30-3	入札日時	平成30年10月3日	午後1時20分 から
			平成30年10月3日	午後2時00分 まで
見積価額	470,000 円		公売保証金	50,000 円
財産の表示 (土地) 所在地 桜川市大国玉字山田新田 地番 4506番13 地目 畑 地積 1,477㎡ 以上登記簿による表示				
物件の位置	JA北つくば大和支店の南西方約3.6km(道路距離) JR水戸線「大和」駅の南方約3.9km(道路距離)			
公法上の規制	市街化調整区域 建ぺい率60% 容積率200% 用途指定なし 農用地区域外			
接道状況	東側で幅員約3.0m舗装市道(Y1504号線)にほぼ等高に接する。			
物件の概況	地勢	ほぼ平坦		
	形状	ほぼ台形		
使用状況等	畑として耕作されています(平成30年6月19日現在)。			
特記事項	1. 買受人の資格及びその他の要件 農地につき「買受適格証明書」の提出を要します。 桜川市農業委員会への買受適格証明申請の期限は平成30年9月10日(月)です。 2. 農地法3条の規定による借入地について 該当しません。			
留意事項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 1. 公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 2. 公売財産に隠れた瑕疵(かし)があっても、執行機関(桜川市役所)は、担保責任を負いません。 3. 執行機関(桜川市役所)は、公売財産の引渡し義務を負わないため、使用者又は人の責任において行うことになります。 4. 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路(私道)の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 5. 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っていません。			

売却区分番号

30-3



売却区分番号

30-3

(平成30年7月12日撮影)

撮影方向①



撮影方向②



桜川市役所 公売会場案内図

公売会場



茨城県桜川市羽田1023番地
桜川市役所 大和庁舎 2階第5会議室



最寄りの交通機関

- ・JR水戸線「大和駅」下車、車で8分
- ・JR水戸線「岩瀬駅」下車、車で12分

お問合せ先 桜川市役所 総務部収税課 0296-58-5621(収税課直通)